資料１－１

■聴覚に障がいのある者の手話言語力が評価される社会に向けて

○前回部会決定に基づく取組み

|  |
| --- |
| ■今年度から、府独自に以下の取組みをスタートしたところ（別添参照）。  ①手話通訳者養成のための講師の登録制度  ②聴覚に障がいのある子どもの言語獲得支援者の養成・確保等  ③「こめっこ」等に通う子どもを対象とした手話言語力の発達に関する調査研究 |

○調査研究体制の強化

|  |
| --- |
| ■上記のうち、「③調査研究」について、その体制をさらに強化するため、次の各分野の有識者との連携のもと、進めていくこととする（本部会に専門分科会を設置）。  ・医療・脳科学分野  ・手話によって脳・言語力・心理に係る発達がなされること  ・手話の獲得・習得が日本語の習得等を阻害しないこと　等を証明  ・言語・ろう教育分野  ・発達心理分野  ■加えて、「聴覚障がい児言語獲得支援タスクフォース」の当該研究に係る機能を明確化する。 |